

# 10月は骨髓バンク推進月間・臓器移植普及推進月間です

骨髓バンクや臓器提供は、提供する人がいて初めて成り立ちます。ドナー登録や臓器提供に関する意思表示をすることで、救える命があります。この機会に、ぜひ考えてみませんか。

## 骨髓バンク

白血病などの病気は、骨髓移植や末梢血幹細胞移植という治療方法で治せるようになりました。移植を行うには、提供者（ドナー）と患者の白血球の型（HLA型）が適合している必要があります。

しかし、HLA型は親子でもまれにしか一致せず、適合する確率は兄弟姉妹間でも4分の1、他人間になると数百から数万分の1の確率しかありません。1人でも多くのドナー登録が必要です。

## ドナー登録ができる人

- ◇骨髓・末梢血幹細胞提供の内容を十分に理解している人
- ◇18歳以上、54歳以下で健康な人
- ◇体重が男性45kg以上、女性40kg以上の人
- ※提供には、家族の同意が必要です。
- ※詳しくは、問い合わせてください。

## 意思表示の方法

- ◇健康保険証・運転免許証・マイナンバーカードの意思表示欄に記入する
- ◇インターネットで意思登録サイトに登録する

※臓器提供時には医学的検査をして判断します。

## 対象者

- ◇骨髓などの提供を完了した日に、市内に住所を有する
- ◇骨髓などの提供に要した日に、事業所に勤務する、または自営業（農業・漁業その他個人で営む事業を含む）に従事する

## 申請期間

- ◇申請と問い合わせ先 健康課健康長寿担当（すこやか交流プラザ内）
- 市ホームページ



□ 市外局番の記載のない場合は全て（092）です。

## 問い合わせ先

骨髓バンク（平日 午前9時～午後5時半）  
03(5280)1789

臓器移植（平日 午前9時～午後5時半）  
0120(78)1069

◇健康課健康長寿担当（すこやか交流プラザ内）  
(501)2222

◇健康課健康長寿担当（すこやか交流プラザ内）  
(501)2222

●助成内容 骨髓などの提供のために要した通院、入院または面談の日数1日につき2万円の助成※市税に滞納がある人や、暴力団関係者は対象外

●必要なもの ◇骨髓バンクが発行した骨髓などの提供が完了したことを証明する書類◇骨髓などの提供のために通院、入院、または面談した日を証明する書類

◇骨髓など移植ドナーに関する有給休暇等取得証明書（勤務先が記入するもの。指定の様式があるので問い合わせてください。）◇印鑑

## 骨髓・末梢血幹細胞の提供者（ドナー）に助成金を交付します

白血病などの難治性血液疾患に対する治療のため、骨髓や末梢血幹細胞（以下「骨髓など」）の移植を、多くの患者が希望しています。

骨髓などの提供者（ドナー）の休業による経済的負担を軽減し、骨髓などの移植の促進を図ることを目的として、ドナーに助成金を交付します。

●必要なもの ◇この助成金に類する他の助成金の交付を受けていない

●助成内容 骨髓などの提供のための日数1日につき2万円の助成（上限20万円）

※令和4年4月から、有給休暇制度を利用した場合は、助成の対象になりました。

※事業所の定めるドナー休暇制度を利用した日数は含みません。

●助成内容 骨髓などの提供のための日数1日につき2万円の助成（上限20万円）

※市税に滞納がある人や、暴力団関係者は対象外